

窃盗事件に関する署間の合同捜査・共同捜査実施要領の制定について

平成22年3月23日

例規（捜三）第5号

この要領は、窃盗事件に関する組織捜査を一層強化するため、署間の合同捜査及び共同捜査に関する定義、実施要領等について必要な事項を定めたものである。